

○法務委員会

内閣提出法律案（二件）

番号	件名	院議先	提出日	参議院		衆議院		備考
				付託 委員会 議決	議決	付託 委員会 議決	議決	
4	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	六三三、一	六三三、一 (子)	六三三、一 可決	六三三、一 可決	六三三、一 可決	
5	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	"	三三一	三三一 (子)	三三一 可決	三三一 可決	三三一 可決	

<p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の設定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。</p>	<p>一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。</p> <p>二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。</p> <p>三、以上の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのぼって</p>
---	--

行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて、裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、裁判官についての独自の給与体系を創設する必要性、判事等の報酬月額及び俸給月額の特例規定の妥当性、裁判官の書籍費、生計費等に関する調査等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、両法律案を順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法

第五号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行おうとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、昭和六十二年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

上掲委員長報告参照